

## 様々な専門スタッフ

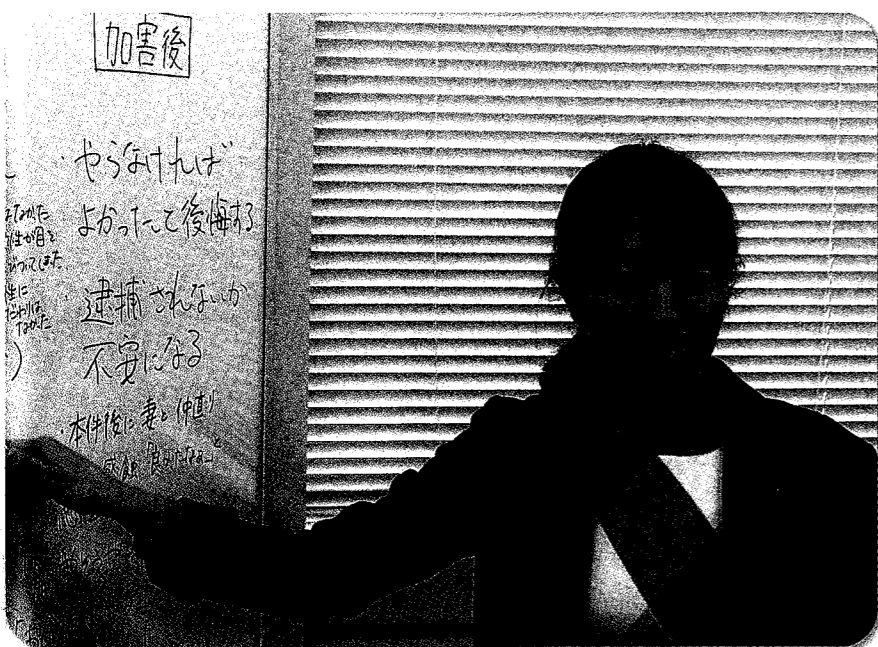
刑事施設には、刑務官、教育専門官、調査専門官のほか、様々な専門的な知識や経験を有する職員が活躍しています。障害者や高齢者の社会復帰を社会福祉機関などと連携して支援する「社会福祉士」や「精神保健福祉士」、臨床心理士などの資格をいかして改善指導を行う「処遇カウンセラー」、キャリアコンサルタントなどの資格をいかして出所後の就職に役立つ支援をする「就労支援スタッフ」などです。

### 刑事施設で働く職員の声

矯正施設で改善指導を担当するに当たっては、共に指導に関わる施設職員のチームワークが重要と考えます。立場や経験の違いをいかし、プログラムを効果的に実施しています。

感情統制の困難さや社会資源の不足など受講者が社会復帰するためには余りにも高い壁があると感じる日々ではありますが、犯罪に結びつかない考え方や適応的な行動の獲得を援助するために臨床心理学の知見を役立てています。

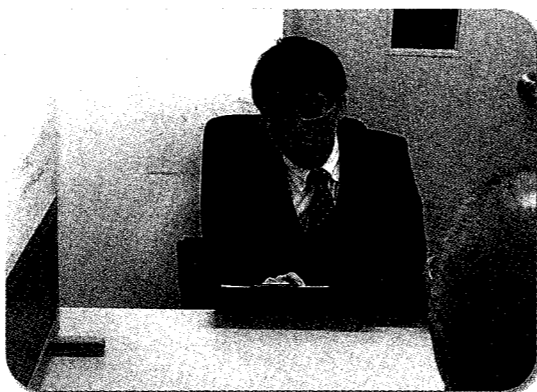
【処遇カウンセラー】



私の主な役割は、本人と外部の福祉関係機関とを結びつけることなので、本人の話を丁寧に聞き、出所後の意向や生活歴、現在の状態確認等を行い、より詳細な情報を円滑に福祉関係機関に提供できるよう心がけています。

出所後の本人と会うことはありませんが、本人が笑顔で安定した生活を送ることができているとのお話を福祉関係機関の方からお聞きすることが、何よりのやりがいとなっています。

【社会福祉士】



### 今後の課題

#### ■ 効果の検証

「刑事政策や矯正処遇は、科学的な検証結果に基づいて行われるべきである」という考え方は1970年代の米国で始まり、日本でも現在、改善指導の効果検証に取り組んでいます。

改善指導の充実を図るためには、検証に基づいて改善方策を検討していく必要があります。

#### ■ 指導者の育成

適切な矯正指導には、指導者の専門性や経験が不可欠です。

指導者の指導力向上のため、集合研修や実践場面における指導技術の習得(OJT)等を通じて指導者を育成し、全国で一定水準以上のプログラムを実施できる体制を整える必要があります。

## 矯正指導を担う職員

矯正指導は、施設内の規律秩序を維持しつつ受刑者の生活全般を指導する刑務官と、心理学、教育学、社会学などの知識を活用して指導する教育専門官や調査専門官が協力して実施しています。

グループワークでは話し合いを通じて受講者の犯罪につながる課題をはっきりとさせ、再犯を防止する方法を検討、訓練していきます。

例えば、人間関係の作り方が苦手な仕事が長続きしない受講者や、一人で怒りや寂しさを抱えることが犯罪につながる課題である受講者には、他者とのコミュニケーションや感情統制の方法を施設内での生活を通じて実践させます。

成人であっても改善指導を通じて大きく変化する場面に立ち会えることが多く、やりがいを感じています。

【教育専門官】

再犯防止のためには、出所後の生活を経済的にも社会的にも安定させることが求められます。

就労先や住居の確保、新しい人間関係の構築など、被収容者にとって必ずしも容易には進まない課題が数多くあり、刑事施設にいる間に全て解決できるものでもありませんが、困難にぶつかっても諦めず、再犯せずに耐え抜く力を伸ばすとともに、それを支える材料となり得る本人の資質や環境内の資源をなるべく多く見つけることを目的として、これまでの経験をいかしながら改善指導を行っています。

【調査専門官】

### 刑事施設で働く職員の声

私は、作業を行う工場などでの担当業務、また外国人受刑者に対する個別指導等で得た経験をいかして改善指導に当たっています。当初は、心理療法を取り入れた指導が私にできるか不安でした。しかし、刑務官の先輩達から学んだ経験に裏打ちされた実践的な指導方法が改善指導にも十分通用することが分かり、現在は自信を持って指導しています。

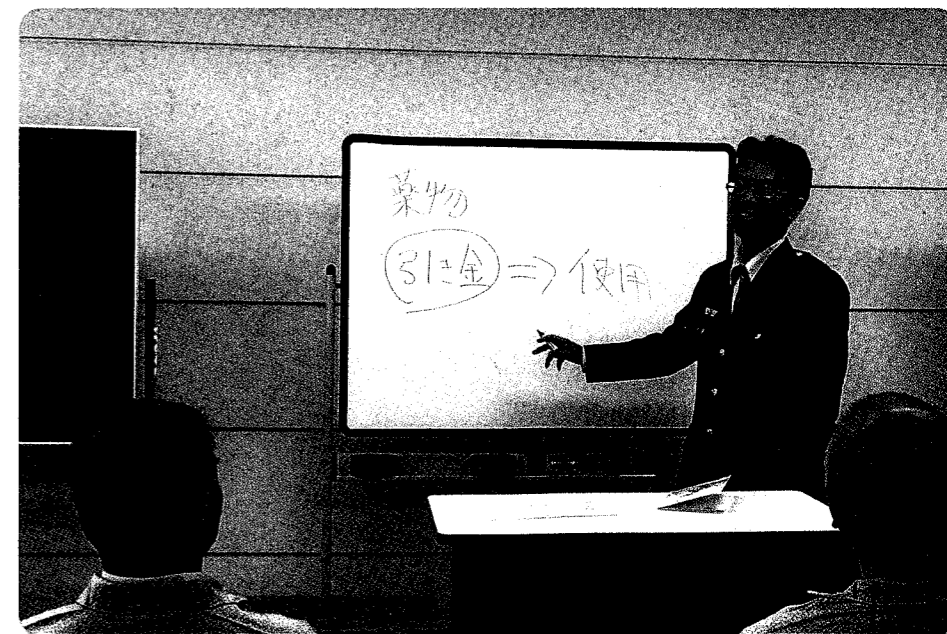
今後も現場経験だけに頼らず、調査専門官や教育専門官とスクラムを組んで受刑者の再犯防止に向けた指導に取り組んでいきたいと思っています。

【刑務官】

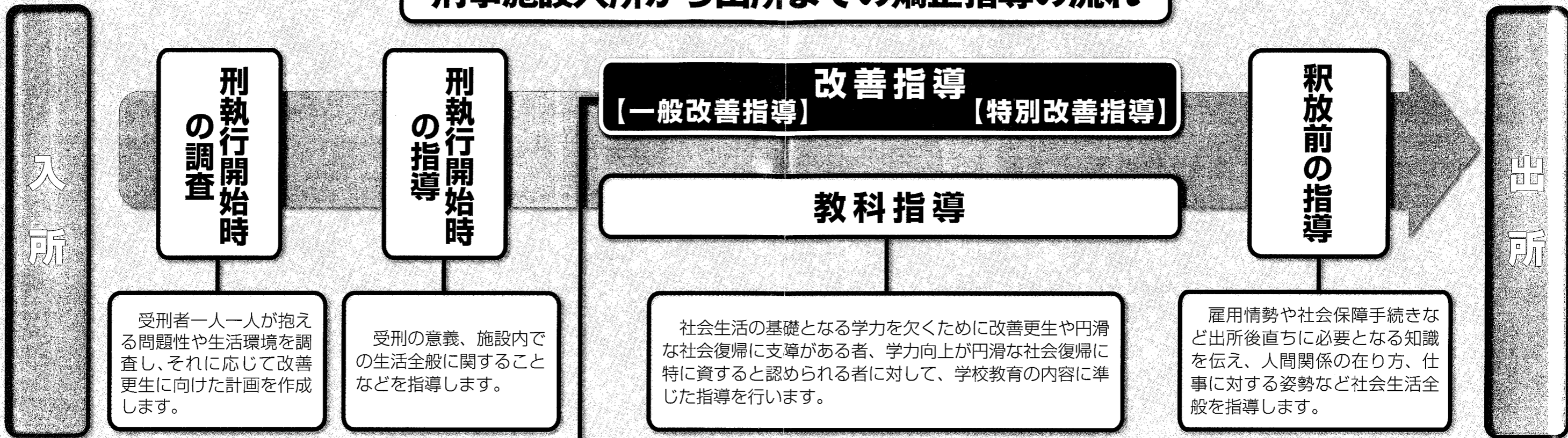
### 関係機関・団体との連携

受刑者の円滑な社会復帰のためには、更生保護や社会福祉、医療などの社会内の機関・団体との連携が不可欠です。

例えば、社会福祉機関等との連携では、出所した受刑者が地域社会に円滑に移行できるようにするための調整を行っています。



# 刑事施設入所から出所までの矯正指導の流れ



## 改善指導

改善指導には、一般改善指導と特別改善指導があります。

### 一般改善指導

犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識や生活態度を習得させるための指導です。

### 特別改善指導

改善更生や円滑な社会復帰に支障を来たす受刑者の個別の事情を改善するために行う指導です。以下の6種類があります。

#### 1 薬物依存離脱指導

薬物に依存していた自己の問題を理解させた上で、再使用しないための具体的な方法を考えさせます。  
グループワークを中心に、薬物依存からの回復を目指す民間自助団体や医師などの協力を得て実施しています。

#### 2 暴力団離脱指導

暴力団に加入していた自己の問題点について考えさせ、暴力団の反社会性を学ばせるとともに、離脱の具体的な方法を検討し離脱の決意を固めさせて、出所後の生活設計を立てさせます。

#### 3 性犯罪再犯防止指導

性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させます。  
事前に詳細な調査を行い、再犯のリスクや性犯罪につながる問題性の程度に応じて指導の密度や科目が指定されます。認知行動療法等の技法を取り入れ、グループワークを中心に、カウンセリングなども組み合わせて行います。  
平成24年の調査分析により、再犯抑止効果が実証されています。

#### 4 被害者の視点を取り入れた教育

被害者の命を奪ったり、重大な被害をもたらした受刑者に対して、罪の大きさや被害者・遺族の方の心情を認識させるとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせます。  
被害者・遺族の方による講演や視聴覚教材を通じて、命の尊さを認識させ、具体的な謝罪方法についても考えさせます。

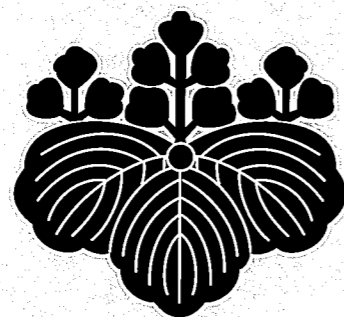
#### 5 交通安全指導

交通違反や事故の原因について考えさせ、遵法精神、人命尊重の精神を育てます。  
被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を繰り返した者が対象です。

#### 6 就労支援指導

就労先で円滑な人間関係を保ち、職場に適応するための心構えや行動様式、職場で直面すると思われる問題解決場面への対応方法、就労に必要な基礎的知識や技能などを修得させます。  
生活技能訓練(SST)や就職面接の練習を行い、就職活動やその後の就労生活に役立つ内容となっています。





法務省矯正局

# 刑事施設における 改善更生に向けた取組

～いま、塙の中で行われていること～